

西監発第 83 号
平成 19 年 1 月 25 日
(2007 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 中 尾 孝 夫
同 中 村 武 人
同 村 西 進

西宮市職員健康保険組合に係る「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定により、平成 18 年(2006 年)11 月 29 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を、次のとおり通知します。

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 18 年 12 月 4 日これを受理しました。

2. 請求の要旨

西宮市職員健康保険組合(以下「組合」という)について、健康保険法第 161 条の法律本則の通りに事業主と本人の保険料の負担割合を均等の 50 対 50 にすべきと、平成 8 年度から市議会(事実証明)委員会等で取り上げられ平成 9 年度から毎年当局に予算要望がされ、市は、漸く平成 11 年 11 月第 2 次行財政改善実施計画(事実証明)で平成 13 年度実施を公表した。

然るにその後も市議会において進捗状況の追求などがあるが、本人負担が増額になるのでいたずらに遅延させ、議会指摘から 10 年後の平成 18 年度の予算においても、事業主負担と本人の負担割合が、法律本則の通りの均等の 50 対 50 が実施実現されていない。

西宮市職員の被保険者の支払額は全国一低いと市議会で指摘されている。

この事実は、職員に過度に有利なように予算編成が恣意的に歪曲され、財政が過大な負担を強いられ、職員の本人負担は特別に軽減され、余剰分は組合に蓄財されている。

請求者が、総務局職員厚生課に資料請求した別紙事実証明によれば、平成 13 年度から 18 年度までの保険料収入は 10,078,494,000 円であり、法律本則の通りの均等負担額では職員の本人負担額は 5,039,247,000 円になるが、実際は 4,213,776,000 円に軽減されている。その差額は、平成 13 年度以降分で、825,471,000 円の巨額な不当な支出であり、全額返却の措置を西宮市長山田知に請求する。

別紙事実証明で組合には、保有流動資産 2,357,076,348 円、保有固定資産(簿価)があり、全額返却に充当しても保険料徴収・法定給付に影響は無い。

事実証明として総務局職員厚生課作成の保険料などの資料、平成 11 年 11 月第 2 次行財政改善実施計画、市議会議事録の各 2 枚を添付する。

なお資料により同じ年度でも保険料収入などの数字が違うが精査されたい。(原文のとおり)

請求人は、西宮市職員措置請求書において、上記のとおり記述するとともに、本件職員措置請求書

の事実証明書として下記の書類を提出しました。

- | | | |
|------|--|------|
| 資料 1 | 保険料収入、保険給付費、付加給付、平成 16 年度末保有資産一覧表 | (一葉) |
| | 健康保険料 事業主及び本人負担分見込(平成 10 年度から平成 14 年度) | (一葉) |
| | 同上 同上 (平成 15 年度から平成 18 年度) | (一葉) |
| 資料 2 | 第 2 次西宮市行財政改善実施計画(抜粋) | (二葉) |
| 資料 3 | 公明党ホームページに掲載された西宮市議会発言記録(抄) | (二葉) |

3. 請求人

A

4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨及び陳述内容から、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を、次のように判断しました。

本件請求内容は、平成 13 年度から平成 18 年度までの西宮市職員健康保険組合(以下「健保組合」という。)の保険料収入は、10,078,494,000 円で、均等負担であれば職員の本人負担額は 5,039,247,000 円になるが、実際は 4,213,776,000 円に軽減されている。その差額は平成 13 年度分以降で 825,471,000 円の巨額で不当な支出であり、西宮市長にその全額の返却の措置を請求するものと解しました。なお、請求人は資料によって保険料収入などの数字の相違があることを指摘し、精査を求めるとしています。

5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局及び健保組合から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、阿部泰之監査委員は、平成 15 年度から平成 16 年度まで健保組合理事長の職にあり、本件西宮市職員措置請求に関して、直接の利害関係があるものと認められ、法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

6. 監査の期間

平成 18 年 11 月 30 日から平成 19 年 1 月 25 日まで

7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 18 年 12 月 25 日午前 10 時 5 分より、請求人が出席し陳述しました。

請求人は、下記の陳述書を提出するとともに、陳述書に沿って陳述を行いました。

新たな証拠の提出及び陳述

健康保険法は、被保険者(職員)と事業主(市)が、それぞれ保険料額の二分の一を負担すると定め、事業主負担割合を規約で増加することができる旨の任意規定があり、保険料・財産などの事項を定めた規約は厚生労働大臣に届け出て認可を受ける旨を定めている。同法は労働者の業務外の事由による疾病(中略)などの保険給付を行い(中略)社会経済情勢の変化等に対応し(中略)運営の効率化・給付内容及び費用負担の適正化など(後略)を実施しなければならない旨を定める。西宮市職員健康保険組合の規約に大臣認可があることが、保険料負担割合の任意増加の正当性を必ずしも担保するものではなく、事業主負担額増加額は市予算の公費であり、予・決算、出納、監査などの対象であり、地方自治法の規定に反してはならない。大臣への届出・認可の確証や市決裁関係書類など必要書類は解散まで

保管される。永年の二分の一以上の事業主の負担額増加額は既得権益化し、是正公表は10年前に遡り、平成8年2月の西宮市行財政改善大綱がでた年度から公明党議員が市議会ですら質問などした。平成11年11月の第2次西宮市行財政改善実施計画で平成13年度実施決定したが、効果試算額の記載が無い。市議会は、事業主に二分の一以上の増加額負担額の予算を可決してきた。議会選出の監査委員は監査をしてきた。住民の福祉予算からは全廃・削減計画の即実施があるなかで、現在までの判断・処理は、職務怠りがあり恣意的遅滞先送りである。これは社会通念から逸脱し道理に外れて不当である。市職員給与は民間企業給与よりも高い上に公費優遇は地方自治法本旨に反する。同組合設立後の事業主の二分の一以上の負担額増加額の累計額が明らかになれば、住民福祉よりも職員福祉を優遇し実質の負担を軽減させ恩恵を施し容認してきた事実が明白になる。付加給付などの職員還元分以外の残余財産は組合に現存する。朝日新聞の記事は、厚労省第二共済組合の医療費優遇措置は民間などに比べて不公平であり財務省の指導で今年2月に廃止されたと伝えている。新たな証拠として別紙の西宮市議会定例会会議録29枚、公文書公開請求書、市人事提供の保険料の負担割合「事業主(市):職員=50:50」の目標を達成していた場合との負担額比較・健康保険法抜粋・保険料負担割合平成9、10、13、15、17、18各年分、平成18年12月24日朝日新聞記事の各コピー以上(原文のとおり)

また、陳述書に記載されたとおり新たな証拠として下記の各複写が提出されました。

西宮市議会定例会会議録 A3版29枚

公文書公開請求書・人事課から提供されたとする「保険料負担割合「事業主(市):職員=50対50」の目標を達成していた場合との負担額比較」

健康保険法抜粋

規約の抜粋と思われる保険料及び調整保険料の負担割合規定

新聞記事「旧国立病院職員を診療厚遇」(平成18年12月24日付朝日新聞)

8. 関係職員の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第199条第8項の規定に基づき、関係人として、健保組合理事長で西宮市総務局の山本修総務局長、健保組合理事長代理で人事部の掛田紀夫人事部長、健保組合常務理事で職員厚生課の植田勲職員厚生課長、人事課の堂村武史係長、健保組事務局長で職員厚生課の山本大介係長、健保組合の伊藤彰倫書記の6名の出席を求め、平成18年12月25日午前11時から、事情聴取及び質疑応答を行いました。

9. 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料、並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1) 本市の健保組合について

本市が加入している健保組合は、健康保険法に基づき設立された団体で、昭和23年12月1日に「西宮市職員健康保険組合」として設立されています。昭和37年12月1日に共済組合制度が施行されましたが、本市では共済組合制度には移行せず、当組合の存続を決定し現在に至っています。平成18年12月現在、兵庫県下では政令指定市の神戸市を除いて本市のみが、いわゆる都市健保方式を採用しており、他市町はすべて兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 健保組合の保険料率について

健保組合の保険料率は、健康保険法第160条第9項に「健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は1000分の30から1000分の95までの範囲内において、決定するものとする。」と定められています。保険料は健康保険法第161条第1項で「被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。」と

規定されていますが、健康保険法第 162 条では「健康保険組合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる。」と規定しています。この規定に基づき、健保組合の組合規約第 57 条で「一般保険料額及び調整保険料額の 66 分の 36 は事業主、66 分の 30 は被保険者において負担する。」と規定されています。健保組合の規約は、厚生労働大臣の認可を受け施行され、規約の変更についても同大臣の承認がなければ効力を生じない(健康保険法第 16 条第 2 項)と規定されており、健保組合の現行の組合規約への変更は、平成 18 年 3 月 1 日(3 月分保険料)から施行することとされ、同年 2 月 28 日付厚生労働省近畿厚生局長名の健康保険組合規約変更認可書の交付を受けています。

平成 12 年度から 18 年度までの保険料率、負担割合、保険料、被保険者数は、下表のとおりです。

区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	
保険料率 (‰)	合 計	75	65	65	60
	事 業 主	47	39	39	36
	本 人	28	26	26	24
負担割合 (%)	事 業 主	62.7	60.0	60.0	60.0
	本 人	37.3	40.0	40.0	40.0
保 険 料 (円)	総 額	1,840,896,499	1,533,427,763	1,496,067,761	1,760,740,216
	事業主負担分	1,138,188,496	907,655,687	885,713,462	1,040,411,373
	折半の場合	908,129,119	756,379,739	738,094,552	867,009,478
	折半との差額	230,059,377	151,275,948	147,618,910	173,401,895
	本人負担分	702,708,003	625,772,076	610,354,299	720,328,843
被保険者数(人：年度平均) (任意継続者数：内数)	3,960 (53)	3,858 (52)	3,763 (50)	3,690 (56)	

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	
保険料率 (‰)	合 計	60	63	66
	事 業 主	36	36	36
	本 人	24	27	30
負担割合 (%)	事 業 主	60.0	57.1	54.4
	本 人	40.0	42.9	45.5
保 険 料 (円)	総 額	1,713,091,717	1,691,538,166	1,766,212,000
	事業主負担分	1,015,949,373	954,131,554	947,898,915
	折半の場合	846,624,478	834,865,109	868,907,339
	折半との差額	169,324,895	119,266,445	78,991,576
	本人負担分	697,142,344	737,406,612	818,313,085
被保険者数(人：年度平均) (任意継続者数：内数)	3,626 (42)	3,568 (46)	3,483 (56)	

注：折半の場合の額が総額の 2 分の 1 とならないのは、任意継続者の保険料が全額本人負担であることなどによる。

(3) 保険料の決定について

保険料の決定については、毎年 4 月から 6 月の個人別給与支給総額等を記載した「健康保険被保険者報酬月額算定基礎届」が総務局から健保組合に提出され、これに基づき健保組合は職員の標準

報酬月額定時決定を行い、職員あてに標準報酬月額及び健康保険料を通知し、定時決定の翌月である10月給与から引き去りを開始しています。

(4) 事業主負担分・本人負担分の納付・徴収について

本人負担分については前項で述べたとおり、各職員の標準報酬月額に基づき、例月給与から前月の本人負担分の引去りを行っています。また、事業主負担分については、本人負担分と同様、各職員の標準報酬月額に基づき積算した事業主負担分を、当該職員の人件費を所管する予算から毎月執行しています。

(5) 健保組合財産、剰余金について

平成16年度末の健保組合の保有する財産は、健保組合の平成16年度事業報告書の財産目録によれば、準備金428,959,260円、別途積立金1,917,630,505円、介護準備金10,486,583円の流動資産を保有し、土地453,520,044円、建物40,106,031円、器具及び機械781,980円の固定資産、及びその他財産を保有しています。

平成16年度決算剰余金3,013,446円については、財政調整事業繰越金82,896円、介護準備金2,422,458円、介護繰越金508,092円として決算残金処分が行われています。

平成17年度決算剰余金31,243,378円については、準備金24,707,677円、財政調整事業繰越金84,120円、介護準備金5,904,791円、介護繰越金546,790円として決算残金処分が行われています。

10. 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

期間制限の抵触について、請求人は、平成13年度以降における、健康保険料の事業主負担分の支出について本人負担分を超える額は過大で、その支出は不当で返却を求めるとしていますが、期間制限の規定(法第242条第2項)によって、住民監査請求ができるのは、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内とされています。正当な理由の有無については、特段の事情がない限り、相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り得る場合や、当該行為が極めて秘密裏に行われ、1年を経過後初めて明るみに出た場合、天災地変等により請求ができない場合などには、正当な理由が存するとされています。又、怠る事実があれば、1年間の期間制限を受けません。本件請求においては、健康保険料の事業主負担分の支出が秘密裏に行われたものではなく、また、知り得ることが困難な状態であることにも該当しないこと、怠る事実についても存在していないことから、1年を経過していても請求することができるに足りる正当な理由は認められず、請求前1年に支出された財務会計上の行為のみが対象となるものと解します。

本件請求に係る健康保険料の事業主負担分のうち、請求前1年間の支出について、違法又は不当な支出に該当する事実は認められません。

したがって、本件職員措置請求に係る請求人の主張は、理由がないものとして棄却します。
以下、その理由を述べます。

本市の健保組合は健康保険法に基づき設立された団体で、健保組合の規約は厚生労働大臣の認可を受けて施行されており、同規約の変更についても同大臣の承認がなければ効力を生じないと規定されています。健康保険法施行規則第159条では、厚生労働大臣の権限で健保組合の指導監督に係るもののうち、一定の権限について地方厚生局長に委任することが定められており、本市の健保組合の規約変更認可申請は近畿厚生局長の認可を受けています。

被保険者と事業主の負担割合については、健康保険法第161条においてそれぞれ保険料額の2分の

1を負担すると規定されていますが、健康保険法第162条では規約の定めるところにより、事業主の負担割合を増加することができる、と規定されています。これを受けて健保組合は、規約第57条で「一般保険料額及び調整保険料額の66分の36は事業主、66分の30は被保険者において負担する。」と定めているもので、規約に定められた負担割合により支出した保険料については健康保険法に基づいたものであり、違法な支出には当たりません。

請求人は組合規約が大臣認可を受けていることが、保険料負担割合の任意増加の正当性を必ずしも担保するものでなく、法第2条第14項に規定されている最小経費で最大の効果を挙げるという、法の本旨・基本原則に反するかも知れないが、違法とまで断定して請求するものではないと述べていますが、現在まで2分の1以上の増加負担が行われていることは職務怠りがあり、恣意的遅延、先送りである、と主張しています。

保険料の負担割合については、第2次行財政改善実施計画において、平成13年度を目標年度として負担割合を50:50とすることとされていましたが、行財政改善実施計画の達成に至らなかったことについて、いたずらに計画の遅延を図ったものとは認められず、不当であるとはいえません。また、請求人が述べるとおり、健康保険料の事業主負担分が2分の1を超えていることをもって、法の意図する最小経費で最大の効果を挙げることに違反すると断定することはできません。

事業主である西宮市が健康保険法の規定に則り、適正な手続を経て制定された規約に定められた負担割合による健康保険料を支出したことは、適法な執行であり、その適用に誤りは認められず、違法・不当な支出には当たりません。しかしながら、事業主の負担割合が2分の1を超えるという事実は、今般の社会情勢から見て問題があると言わざるを得ず、是正する必要性が認められます。早急に関係機関と協議し、健康保険法第161条に定める負担割合に改めるよう求めます。また、現在、事業主の負担割合が2分の1で運営されている兵庫県市町村職員共済組合への加入を早期に実現するよう要望します。